

令和2年11月 提出

設 計 書

- 1 委 託 名 複写サービス
- 2 履 行 場 所 横浜市中区相生町3丁目56番地1
KDX横浜関内ビル6・7階
公益財団法人横浜市建築保全公社事務所
- 3 履 行 期 間 令和3年2月1日から令和6年12月31日まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 委 託 概 要 履行場所に複合複写機2台を設置し、複写サービス等
を提供するものです。

6 部分払

する(12回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
複写サービス モノクロ(コピー・プリント)	4月から3月まで	(196,800)	枚		()
複写サービス カラーコピー	4月から3月まで	(48,000)	枚		()
複写サービス カラープリント	4月から3月まで	(84,000)	枚		()

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

※数量は単年(12か月間)ごとの概算使用枚数です。

※単価にホチキス針は含みません。

※部分払いの回数は単年(12か月間)ごとの回数です。

委託代金額	()
(内訳)	
業務価格	()
消費税及び地方消費税相当額	()

内 訳 書

令和3年2月1日から令和3年3月31日まで

【令和2年度支払予定額内訳】

名称	概算数量	単位	単価	金額
2台合計	(利用枚数)			
モノクロ(コピー・プリント)	32,800	枚	円	円
カラーコピー	8,000	枚	円	円
カラープリント	14,000	枚	円	円
			計	円
			消費税及び地方消費税	円
			合計	円

内 訳 書

令和3年4月1日から令和6年12月31日まで

【令和3年度支払予定額内訳】

名称	概算数量	単位	単価	金額
2台合計	(利用枚数)			
モノクロ(コピー・プリント)	196,800	枚	円	円
カラーコピー	48,000	枚	円	円
カラープリント	84,000	枚	円	円
			計	円
			消費税及び地方消費税	円
			合計	円

【令和4年度支払予定額内訳】

名称	概算数量	単位	単価	金額
2台合計	(利用枚数)			
モノクロ(コピー・プリント)	196,800	枚	円	円
カラーコピー	48,000	枚	円	円
カラープリント	84,000	枚	円	円
			計	円
			消費税及び地方消費税	円
			合計	円

【令和5年度支払予定額内訳】

名称	概算数量	単位	単価	金額
2台合計	(利用枚数)			
モノクロ(コピー・プリント)	196,800	枚	円	円
カラーコピー	48,000	枚	円	円
カラープリント	84,000	枚	円	円
			計	円
			消費税及び地方消費税	円
			合計	円

【令和6年度支払予定額内訳】

名称	概算数量	単位	単価	金額
2台合計	(利用枚数)			
モノクロ(コピー・プリント)	147,600	枚	円	円
カラーコピー	36,000	枚	円	円
カラープリント	63,000	枚	円	円
			計	円
			消費税及び地方消費税	円
			合計	円

仕様書

1 件名

複写サービス

2 契約概要

公益財団法人横浜市建築保全公社（以下、「委託者」という。）に対し、複写サービスの供給事業者（以下、「受託者」という。）は、設置された複写機のコピー・プリント・スキャナー・FAX機能が支障なく利用できるよう、委託者の指示に従い、設定等を行うとともに、当該機器の適切な操作方法を指導する。また当該機器が常時正常な状態で稼働しうるように、点検、清掃、調整、補修及び部品の交換を行い、複写等に必要なドラム、トナー等消耗品（用紙、ホチキス針を除く）を円滑に供給し、委託者がこれに対し各機能の利用数量に応じて料金を支払うものとする。

3 納入／履行期間

令和3年2月1日から令和6年12月31日まで

4 納入／履行場所

横浜市中区相生町3丁目56番地1KDX横浜関内ビル6・7階
公益財団法人横浜市建築保全公社事務所

5 搬入等

次のことに留意したうえで、令和3年1月29日までに受託者の責任と負担により導入機器の搬入を実施すること。

- (1) コピー機の搬入及び設置並びに各種設定等は受託者が実施すること。その日程は契約締結後に受託者と調整することとする。
- (2) 受託者は、機器の搬入・据付け及び設置等を行う際に、委託者の施設及び設備等に損壊を生じさせた場合は、受託者の責任においてこれを補償すること。

6 複写機仕様

複写機の設置台数は2台とし、設置する複写機は本体及びオプションについてすべてリコー製の機種とすること。（但し、FAX機能については(16)のとおりとする。）

以下の仕様において「標準装備」とは、装備される機能に係る料金7(1)

で定める料金に含まれることをいう。

- (1) コピー及びプリントスピードはA 4横を使用して、モノクロが毎分 55 枚、カラーが毎分 50 枚以上であること。
- (2) コピー（用紙）等のサイズは、最大A 3、最小はA 5又はA 6でありB サイズにも対応していること。
- (3) コピー等の概算数量は、「1 3 印刷数量概算」のとおりとし、良好な稼働状態を安定して供給できること。
- (4) ファーストコピータイムはA 4横でモノクロ4秒以内であること。
- (5) ウォームアップタイム（完全に電源を落とした状態から、複写機が稼働できる状態になるまでに要する時間）が50秒以内であること。
- (6) 使用電源は、100V・15Aとし、機器本体の最大消費電力は1500Wを超えないこと。
- (7) 給紙方式は、前面給紙によって行うものであること。
- (8) 4段以上の用紙カセットまたはトレイを装備していること。
- (9) 25パーセントから400パーセントまでの任意の拡大縮倍率を標準装備していること。
- (10) 自動両面コピー機能を標準装備していること。
- (11) 原稿が同時に75枚以上収容できる自動両面原稿送り装置を標準装備していること。
- (12) 電子ソート機能を標準装備していること。
- (13) ネットワークプリンタ機能を標準装備し、ネットワークへの接続方法は、Ethernet(100BASE-TX/10BASE-T)に対応すること。
- (14) ネットワークスキャナー機能Ethernet(100BASE-TX/10BASE-T)のインターフェイスを実装し、TWAINドライバを使用して、同一ネットワークに接続されたパソコンによる画像読み込みができる機能)を標準装備していること。
- (15) 複写機内にスキャンデータの格納領域を保有していること。また、その設定を委託者の指示に従い当該機器に行うこと。
- (16) FAX機能を標準搭載し、受信用紙がコピー、プリント出力用紙とは異なるトレイから排出できること。また、機器の導入の際にFAX送信先番号の登録作業を委託者の指示（登録番号等の電子データは委託者が提供）により行うこと。
なお、FAX機能は1台とし、既存のリコー製複合機（型番IM C 5 5 0 0）の一部又は他の1台とFAX機能を連携させる方法とする。
- (17) ユーザーIDの登録やIPアドレスまたは、パスワード等の設定によって、利用できる機能の許可及び制限ができる機能を標準装備していること。
- (18) モノクロ（コピー／プリント）、カラーコピー、カラープリント別の利用

状況を確認できる3種類の数量カウンター機能を標準装備していること。

- (19) すべての機器においては少なくともステープル機能（可能枚数はA4サイズで50枚以上とし、位置1か所止めの場合は左上、2か所止めの場合は左側に平行とする）及び、2穴パンチ機能を備えること。オプションにて機能を追加する場合は、インナーフィニッシャーとすること。
- (20) 複写機の総設置幅は左右の給紙トレイ及び排紙トレイを開いた状態で1500mm以下であること。
- (21) 製造業者の工場から直接出荷される製品（ファクトリーニュー）であること。
- (22) プライベートプリント機能（パソコン側から指示した印刷文書データを蓄積し、複写機側の操作で指定した文書を印刷できる機能）を備えること。

7 料金の支払い

(1)

ア 受託者は、毎月末に設置事務所の委託者の利用枚数報告を受けて、モノクロ、カラーコピー、カラープリントの利用数量を確認し、1台ごとに各単価を乗じて1台ごとの料金（消費税及び地方消費税を含む）を算出すること。また、モノクロ、カラーコピー、カラープリントの金額はそれぞれ1円未満切り捨てとする。

イ アで算出した1台ごとの料金（消費税及び地方消費税を含む）を請求内訳として作成し、2台の合計額を毎月委託者に請求すること。その書式等については契約締結後に協議の上定めることとする。

- (2) 利用数量は、該当機器による1か月間の各機能の利用数量から、受託者の技術員が当該機器の点検、調整等のために使用した数量を減じた数量とする。

8 複写機の保守等

- (1) 複写機の故障等により、委託者が正常な状態で使用できないときは、受託者は委託者の要請に基づき、直ちに技術員を設置場所に派遣して、速やかに正常な状態で使用できるようにしなければならない。
- (2) 前号の規定に基づく技術員の派遣までに要する時間は、120分以内とすること。
- (3) 複写機の故障等が頻繁に発生する場合は、受託者は速やかに新しい機器に交換しなければならない。なお、機器変更に伴い、当該機器への設定変更が必要になる場合は、受託者の負担で行うものとする。

- (4) この作業の実施は、委託者の就業時間内（土日祝日及び年末年始の休業期間を除く、8時30分から17時15分）に行うものとする。

9 複写機の管理等

- (1) 複写機及び消耗品等の所有権は受託者に属し、委託者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理する。
- (2) 委託者は、複写機の設置場所を変更するときは、あらかじめ受託者に通知する。この場合当該機器の移動は、受託者が行うものとする。
- (3) 受託者は、前号の規定により複写機を移動したときは、それらに要する費用を委託者に請求することができる。

10 保険

受託者は、契約対象物件について、受託者の費用で動産総合保険に加入すること。

11 機器の撤去

- (1) 受託者は、契約期間終了の際には速やかに機器の撤去を行うこと。
- (2) 前号の規定に基づく撤去に要する費用は、受託者が負担するものとする。

12 機密の保持

- (1) 受託者は、保守・点検の実施に当たって知り得た業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用したりしてはならない。契約期間満了後も同様とする。
- (2) 受託者は、保守作業において記憶装置を交換する際や契約期間終了後の機器の引き上げの際等に、記憶装置内のデータを第三者が読み出せないように消去処理し、その作業完了証明書（受託者の様式可）を委託者に提出すること。なお、この作業に係る費用は受託者が負担すること。

13 印刷数量概算（2台合計、年間月平均）

印刷種別	印刷数量（1か月あたり）	単位
モノクロ（コピー・プリント）	16,400	枚
フルカラーコピー	4,000	枚
フルカラープリント	7,000	枚